

# 意見書

平成 21 年 1 月 30 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくちらのもん  
住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1  
氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしやちよう ふかだ こうじ  
代表取締役社長 深田 浩仁

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくちらのもん  
住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1  
氏 名 イー・モバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしやちよう  
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先 企画本部 企画部

mail :

TEL

FAX

「競争セーフガード制度に基づく検証結果（2008年度）（案）に関する意見募集」  
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

検証結果案		意見
(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証	ア 指定要件に関する検証	<p>(ア) 指定しない設備を具体的に列挙する方式(ネガティブリスト方式)を採用すべきか、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに指定すべきか、CATV回線のうち電気通信事業に用いられない回線等をボトルネック性の判断に含めるべきかという論点(意見6～9)について</p> <p><b>【当社意見】</b>  検証結果案に賛成致します。現行の指定要件の枠組み及び運用の維持は、今後のNWのIP化やNGNの進展の中においても、引き続き公正競争確保に有効であると考えます。</p>
	イ 指定の対象に関する検証	<p>(ア) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)の次世代ネットワーク(以下「NGN」という。)、地域IP網及びひかり電話網等を指定の対象から除外すべきかという論点(意見10、11)について</p> <p>(イ) イーサネット等のデータ通信網、加入者光ファイバ、局内装置類及び局内光ファイバについて第一種指定電気通信設備の対象から除外すべきかという論点(意見12～15)について</p> <p><b>【当社意見】</b>  検証結果案に賛成致します。現在指定されている設備における積極的なアンバンドル施策によって競争が促進され、利用者利便性の高いサービスの提供が可能となっていると考えます。</p>
	ウ アンバンドル機能の対象に関する検証	<p>(ア) NGN、地域IP網及びひかり電話網に係る機能をアンバンドル機能の対象とすべきかという論点(意見19～23)について</p> <p><b>【当社意見】</b>  検証結果案に賛成致します。NGN、地域IP網及びひかり電話網については、加入者系光ファイバなどのボトルネック設備で構築されているものであり、かつPSTNからマイグレーションされる設備であることから、競争を促進し利用者利便性の高いサービスを実現するためには、引き続きアンバンドル機能の対象とすべきと考えます。</p>
(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証		<p>(ア) 固定電話と比較して高い水準にある携帯電話の接続料に対する規制を強化すべき、全ての携帯電話会</p>

証	<p>社に同一の接続料を義務付けるべき等、携帯電話の接続料等に関する規制についての論点（意見28～31、65、74、75）について</p> <p><b>【当社意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話は、需要が固定からモバイルにシフトし、携帯電話利用者が既に1億人を超えている状況を勘案すると、現在利用者に及ぼす影響が最も大きい通信サービスであるといえます。しかしながら、固定電話と比較し高額な携帯電話接続料については、第二種指定電気通信設備に指定されている対象ですら、今までコストの適正性や料金の水準感について検証もしくは議論されたことがなく、モバイル市場をさらに活性化することにより日本の通信市場の拡大を牽引していくためには、携帯電話接続料の適正性の確保延いては低廉化に向けた取組みが必要な時期にきていると考えます。</li> <li>・まず、第二種指定電気通信設備における携帯電話接続料が、「適正な原価」により算出されているかを検証し、料金水準を客観的に判断することが出来る指標を設けたうえで、第二種指定電気通信設備を設置する事業者に限ることなく携帯電話接続料の全体的な引き下げを進める必要があると考えます。</li> <li>・他方、日本通信殿～NTTドコモ殿間のMVNO接続協議の紛争処理委員会での検討経緯、MVNO事業化ガイドラインの策定、モバイルビジネス研究会における端末販売奨励金と接続料金との関係の整理といった近年の複数の事例が示唆していることは、第二種指定電気通信設備制度の在り方が、電気通信事業法に規定されている趣旨に対して十分に機能していない可能性であり、このことから本制度の抜本的な見直しが必要な時期に来ていると考えます。</li> <li>・具体的な第二種指定電気通信設備制度の見直しとしては、接続約款の届出制から認可制への移行、接続会計の導入等による接続料金の適正化の確保といったものが挙げられますが、今後、「新競争促進プログラム2010」の「指定電気通信設備制度（ドミナント規制）の見直し」といった機会において、総合的な枠組みの整理の中で検討が行われるべきと考えます。</li> </ul>	
<p>(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等</p>	<p>ア NTT及びNTT東西に所要の措置を要請する事項</p>	<p>(ア) NTT東西の116窓口及びウェブサイトにおいて、利用者が加入電話移転転居の手続を行う際にフレッツ光サービスの営業活動が行われており、累次の競争ルールに反しているとの指摘（意見48）について</p> <p><b>【当社意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検証結果案に賛成致します。本事象の発生については本制度を通じて各社より多くの指摘及び確認がされて</li> </ul>

		<p>おり現状においても公正競争上非常に大きな問題となっております。そのため本検証結果案に基づいた早急な対応を強く要望致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、116 ウェブサイトにおいても、利用者からみれば 116 電話窓口と同様の機能を有しているため同様の措置が必要であると考えます。</li> </ul> <p>(イ) NTT東日本の「フレッツ・テレビ」サービスは、放送事業への参入が認められていないNTT東日本の実質的な放送事業への参入であるとの指摘（意見63）について</p> <p><b>【当社意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検証結果案に賛成致します。</li> <li>・放送事業を認められていないNTT東殿があたかも提供しているかのように広告、宣伝を行うことは利用者に誤認を与えるだけに留まらず、事業者間の公正競争上においても非常に大きな問題と考えます。そのため今後においては、広告上の提供元の記載方法の見直しだけではなく、NTTブランド使用そのものに関する新たな公正競争要件の追加検討が必要であると考えます。</li> </ul> <p>(ウ) NTT東西の県域等子会社（100%子会社）はNTT東西と実質的に一体であるとみなし、禁止行為規制を適用すべきとの指摘（意見37）について</p> <p><b>【当社意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度の報告をみると詳細な内容が一切非開示のため定性的な内容に留まっており、指摘された懸念は未だ払拭されておりません。</li> <li>・そのため、本年度の報告においては、先の本制度の当社意見書（平成20年8月25日付）においても述べたように、例えば兼務会社別の件数の開示などの定量的なデータ開示が追加が必要であると考えます。</li> </ul> <p>各要請に対するNTT東西殿の報告内容の公表について</p> <p><b>【当社意見】</b></p> <p>各要請に対するNTT東西殿の報告内容については、改善の進捗を利用者はじめ各ステークホルダーにおいても広く確認できるよう、昨年度と同様に一般に公表されることを要望致します。</p>
--	--	--

<p>イ 引き続き注視する事項</p>	<p>(ア) NTT東西が接続の業務に関して知り得た情報を自社の営業に利用しているという指摘（意見32）について</p> <p>【当社意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度の本件の要請に伴うNTT東西殿の報告内容をみますと、定性的な内容に留まっており適切な措置をしているとは考え難く、指摘されている懸念を払拭されるには至っておりません。</li> <li>・そのため先の本制度の当社意見書（平成20年8月25日付）においても述べたように本年度においては下記を踏まえたNTT東西殿への追加の要請が必要であると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>■実際に業務に携わる社員への周知方法がWEB開示のみでは不十分と思われ、会議・説明会等を通じた直接的な周知対応</li> <li>■周知時に利用された遵守マニュアルの総務省殿によるチェック</li> </ul> </li> </ul>
	<p>(ウ) NTT東西又はNTTドコモによるFMCサービスの提供が自己の関連事業者と一体となった排他的な業務等に当たるとの指摘（意見34）について</p> <p>【当社意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NTTドコモ殿は移動体市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者であり、市場支配力があります。そのビジネスモデルは垂直統合（端末レイヤー、通信レイヤー、プラットフォームレイヤー、コンテンツアプリケーションレイヤー）であり、単独でも、各レイヤーのみにおいて活動する事業者に対して、市場支配力を行使して、他の事業者の事業活動を排除、もしくは制限する蓋然性が高いといえます。</li> <li>・NTT東日本殿の事例にもあるように、第一種指定電気通信設備を設置する事業者には、接続会計に基づいて接続料を算定し接続約款も認可制という規制があるにもかかわらず、Bフレッツサービスの提供に際して、分岐方式による接続料金及びユーザ料金を設定しながら同サービスの提供に当たり光ファイバ1芯を1ユーザに使用させることで、NTT東日本殿の加入者光ファイバに接続してF T T Hサービスを販売する他の電気通信事業者の新規参入を妨害することにより、戸建て住宅向けF T T Hサービス市場の競争を制限していたこともありました。</li> <li>・このように、市場支配力を有する指定電気通信事業者間の連携は、特に注視すべきであり、NTTドコモ殿</li> </ul>

及びNTT東西殿が、現在実施している「ホームU」等の施策を、個別の事案として、排他的業務に該当するかどうか検証することも必要ですが、競争セーフガードの中では、NTTグループの中でも特にアクセス回線を有するNTTドコモ殿とNTT東西殿の動向全般について、注視することが必要と考えますし、この累次の検証は、2010年のNTTグループの再々編議論の材料にもすべきと考えます。

(キ) NTT東西及びNTTドコモの通信レイヤーにおける市場支配力がグループの連携等を活用して上位レイヤーへ不当に行使されていないか適時検証すべきとの指摘（意見41）について

**【当社意見】**

- ・NTT東西殿、NTTドコモ殿のような市場支配力を持つ事業者がグループで連携することは禁止行為に該当すると考えます。NTTコミュニケーションズ殿のような特定関係事業者との取引もグループ連携により上位レイヤーへの市場支配力の行使のおそれがあると考えます。
- ・特に、NTTドコモ殿は、移動体市場で約50%という相対的に非常に高いシェアを持つ事業者であるにもかかわらず、現行の第二種通信設備制度としての規制に、ルール化（非裁量性）、明確化（予測可能性）、適正な手続きについて具体的に盛り込まれていないことが、今後も事業者間協議において問題となると考えられます。
- ・したがって、NTTドコモ殿についてもNTT東西殿の特定関係事業者に指定すべきと考えます。

(ケ) IPv6マルチプレフィクス問題解消のためのNTT東西とISPとの間で行われている協議が公正競争上の問題が生じる結論とならないよう注視が必要との意見（意見52）について

**【当社意見】**

- ・NTT東西殿のISP事業を行うための最終的な活用業務の可否判断は認可申請の手續のなかで行われるものと考えますが、すでに弊社をはじめ各社より公正競争上の問題を指摘されているところであり、本制度を通じてその議論の進捗に注視することは公正競争上確保の上で非常に意義のあることと考えます。

(ス) NTT東西の加入電話の移行をてこにしたひかり電話の営業行為は、公正競争上問題であるとの指摘（意見67）について

**【当社意見】**

	<p>・検証結果案にて記載されている通り、本件については不適切な具体的事例がすでに発生し公正競争上の問題が生じております。</p> <p>・そのため、NTT 東西殿における広告物適性の取り組みについて注視するだけでなく、NTT 東西殿の広告物審査組織における事前チェック方法や進捗状況等について報告頂き、事前チェックが適正に実施されているかの検証が必要であると考えます。</p> <p>・また、加入電話からの移行をてこにしたひかり電話（F T T Hサービス）の営業行為は、固定電話市場でシェアを有しない競争事業者が最も追従できない営業手法であり、公正競争上、大きな問題ですので、厳格な運用と注視が行われることを要望します。</p>
ウ その他事項	<p>(イ) NTTドコモ等をNTT東西の特定関係事業者を追加すべきという指摘（意見45、46）について</p> <p><b>【当社意見】</b></p> <p>・NTT 東西殿の営業活動や業務を受託し NTT 東西殿の実行部隊ともいえる県域等子会社については、禁止行為規制の適用対象外であり、ファイアーウォールが一切設けられていない状況となります。そのため、県域等子会社に対しては早急に特定関係事業者としての指定が必要であると考えます。</p> <p>・また、昨年度の本制度に係る NTT 東西殿の報告内容は定性的な内容に留まっており、本内容をもって検証を積み重ねたとしても本制度の形骸化につながる虞があります。そのため本年度以降においてはそれぞれの報告内容において更に定量的な報告及び検証が行われることを強く要望致します。</p>
その他（追加）	<p>(意見64) NTTドコモの放送事業者への出資条件は、「実質的な支配」の有無だけでなく、出資による社会的影響の度合いや弊害が生じる蓋然性等を総合的に判断すべき、について</p> <p><b>【当社意見】</b></p> <p>・携帯電話向けマルチメディア放送市場の健全な発達を図る上では公正競争確保の側面からの検討も必要であり、携帯電話市場において約5千4百万契約者を有しNTTグループを実質的に牽引するNTTドコモ殿による放送事業への出資規制緩和については、十分に議論されるべきであると考えます。</p> <p>・そのため、本検討については個別に議論するのではなく、2010年のNTT組織問題の中でNTTグループ全体の問題のひとつとして取り上げたうえで検討することが最適であると考えます。</p> <p>(意見68) ADSLサービスの未解除状態におけるBフレッツへの屋内配線切替えなど、独占的な地位を利</p>

用した営業実態について、改めて検証をおこなうべき、について

**【当社意見】**

- ・本意見に対する NTT 東西殿の再意見をみますと、ユーザ意向によるとしながらもサービス提供中の事業者に対して相談・同意を得ずに規定の解約フローに反し B フレッツへの切り替えを実施していることを認められておりますが、結果としてユーザからのクレームとなり利便性を損なう結果となっていることを十分に認識して頂く必要があると考えます。
- ・NTT東西殿においては、本事案のように却ってお客様の不利益につながるような行為は今後実施することのないよう要望すると共に、これに類する公正競争上に影響を及ぼす対応についても、今後も本制度を通じて注視することが必要と考えます。

以上